

2023年11月29日に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（法律番号79）が、段階的に施行され、そのうち「書面交付の原則デジタル化」（「書面交付義務」から「情報の提供等」に抜本的に見直し）に関する金融商品取引法の改正条文は2025年4月1日に施行されました。

併せて、「金融商品取引業等に関する内閣府令」および日本証券業協会の関連諸規則も改正され、同じ2025年4月1日に施行されました。

この改正に伴い『証券外務員学習テキスト』を、次のように訂正します。

● p.24 下から7行目～p.26 上から10行目までを下記に差し替え

(2) 情報の提供等及び説明義務

① 契約締結前の情報の提供等

金融商品取引業者等は、金融商品取引契約を締結しようとするときは、**あらかじめ**、顧客に対し、次に掲げる事項に係る**情報を提供**しなければならない。ただし、投資者の保護に支障を生じることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りではない。

<情報を提供すべき事項>

- ・金融商品取引業者等の商号・名称又は氏名・住所・登録番号
- ・金融商品取引契約の概要
- ・手数料・報酬その他の金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価に関する事項であって内閣府令で定めるもの
- ・顧客が行う金融商品取引行為で、金利、通貨の価格、金融商品市場の相場その他の指標に係る変動により損失が生ずるおそれがあるときはその旨 等

② 説明義務

金融商品取引業者等は、契約締結前の情報の提供を行うときは、顧客に対し、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品取引契約を締結する目的（顧客属性）に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度により、説明をしなければならない。

ただし、顧客属性に照らして、当該情報の提供のみで当該顧客が当該事項の内容を理解したことを適切な方法により確認した場合その他内閣府令で定める場合は、この限りではない。

③契約締結前等における情報の提供方法

情報の提供方法には、**契約締結前交付書面**を交付する方法、又は、当該書面に記載すべき事項の**電磁的方法**による提供等がある。

＜契約締結前交付書面の記載方法＞

- ・顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要な事項を12ポイント以上の文字・数字を用いて最初に平易に記載する
- ・手数料等の概要・元本損失・元本超過損が生ずるおそれがある旨、クーリング・オフの規定の有無などを枠の中に12ポイント以上の文字・数字を用いて明瞭かつ正確に記載する

等

④契約締結前の情報の提供を要しない場合

- ・金融商品取引契約の締結前1年以内に同種の内容の金融商品取引契約に係る方法による契約締結前交付書面に記載すべき事項に係る情報の提供を行っている場合
- ・当該有価証券と同一の銘柄を所有する者が、当該目論見書の交付を受けないことを同意した場合に、その者に当該有価証券を取得させ又は売り付ける場合

等

⑤契約締結時等の情報の提供

金融商品取引業者等は、金融商品取引**契約**が**成立**したときは、遅滞なく、顧客に対し、金融商品取引契約に関する事項その他の内閣府令で定める事項に係る**情報を提供**しなければならない。

ただし、その金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、当該情報を顧客に提供しなくても公益又は投資者保護のために支障を生じることがないと認められるものとして内閣府令で定める場合は、この限りではない。

情報の提供義務に違反した場合には、**行政処分**の対象になるほか、**違反行為**

者と法人が処罰の対象となる。

⑥書面等による解除（クーリング・オフ）

金融商品取引業者等と政令で定める金融商品取引契約（投資顧問契約）を締結した顧客は、当該契約の成立に係る情報の提供を受けた日として政令で定める日から起算して**10日**を経過するまでの間、書面又は電磁的記録により当該金融商品取引契約を解除することができる。

以下項番ずれ（④→⑦、⑤→⑧）

● p.27(4) のエ) 及びオ) を下記に差し替え

エ)顧客より注文を受けようとする場合には、あらかじめ当該取引に係る最良執行方針等に係る情報を提供する

オ)注文を執行した後に、一定の期間内に当該顧客から求められたときは、当該注文が最良執行方針等に従って執行された旨を説明その他内閣府令で定める事項に係る情報を当該顧客に提供する

● p.30上から3行目～9行目までを下記に差し替え

取引態様の事前明示、**契約締結前の情報の提供、契約締結時等の情報の提供、保証金の受領に係る書面交付義務、書面等による解除、最良執行方針等の情報の提供、**及び顧客の有価証券を担保に供する行為等の制限 等

※契約締結時等の情報の提供及び運用状況に係る情報の提供については、顧客からの個別取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合には、適用除外とならない

● p.37下から5行目の⑦を下記に差し替え

⑦運用状況に係る情報の提供

● p.53 最下行に以下を追加

金融商品取引業者等は、目論見書の記載事項を電磁的方法により提供するこ

とについて、電磁的方法又は電話その他の方法により顧客から同意を得ていることなど一定の要件を満たす場合は、当該目論見書の交付に代えて、目論見書の記載事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、金融商品取引業者等は、目論見書を交付したものとみなされる。

● p.61 演習問題3 を下記に差し替え

3. 金融商品取引業者等は、顧客から受託した有価証券の売買取引等について、損失補填の申込み又は約束をしてはならない。

● p.65上から5行目

「書面の交付による方法でも可能だが、」を削除

● p.108上から9行目（罫囲い） の下に追加

協会員は、顧客カードについて、電磁的記録により作成及び保存することができる。

● p.113上から16行目（罫囲い） の下に追加

協会員は、内部者登録カードについて、電磁的記録により作成及び保存することができる。

● p.114(7) の文章の最後に以下を追加

トータルリターンの通知は、書面の交付、ファクシミリ装置を用いた送信、電子メールを用いる方法、インターネットその他の電気通信回線を用いる送信のいずれかの方法により行う。なお、書面の交付以外の方法によりトータルリターンを通知する場合、顧客から事前の同意を得る又は顧客に事前に告知しなければならない。

● p.114(9) を下記に差し替え

(9) 電磁的方法による書面の交付等

協会員は、協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則（以下、「投資勧誘規則」という）に定める顧客への書面の交付に代えて、電子情報処理組織を使用する

方法その他の情報通信の技術を利用する方法（**電磁的方法**）により提供することができる。また、投資勧誘規則に定める顧客からの書面の徴求に代えて、**電磁的方法**により提供を受けることができる。なお、この場合において、当該協会員は、当該書面を交付又は徴求したものとみなされる。

● p.118

「(3) 照合通知書及び契約締結時交付書面」を「(3) 照合通知書及び契約締結時等交付書面」に修正

● p.119②を下記に差し替え

②照合通知書の作成・交付の免除

取引残高報告書を定期的に交付(電磁的方法により提供している場合を含む)している顧客であり、当該照合通知書に記載すべき項目を記載している場合にはこの限りでない。

● p.120⑦を下記に差し替え

⑦契約締結時等交付書面による報告

契約締結時等交付書面による報告についても、照合通知書の場合と同様、顧客との直接連絡を確保する趣旨から、当該顧客の住所、事務所の所在地又は当該顧客が指定した場所に**郵送**することを原則としている。

● p.120 最下行に以下を追加

(4) 電磁的方法による交付、徴求及び契約締結

①協会員は、有価証券の寄託の受入れ等に関する規則（以下「寄託受入規則」という）に定める顧客への書面の交付等に代えて、当該書面に記載すべき事項について、**電磁的方法**により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなされる。

②協会員は、寄託受入規則に定める顧客からの書面の徴求等に代えて、当該書面に記載すべき事項について、**電磁的方法**により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面の徴求等を行ったものとみなされる。

③協会員は、寄託受入規則に定める書面による契約の締結に代えて、当該契約を電磁的方法により締結することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面による契約を締結したものとみなされる。

④上記③の定めに基づき電磁的方法により契約を締結した協会員は、顧客から当該契約の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該顧客にその内容を文書、口頭、電信又は電話、電磁的方法その他の方法により回答しなければならない。

● p.139 最下行に以下を追加

6. 電磁的方法による交付等

前述2から4までの規則に定める書面の交付、書面の徴求及び契約の締結については、協会員は、電磁的方法による交付、電磁的方法による徴求及び電磁的方法による契約の締結を行うことができる。なお、契約の当事者から当該契約の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該顧客にその内容を文書、口頭、電信又は電話、電磁的方法その他の方法により回答しなければならない。前述1及び5の規則に定める書面の交付及び書面の徴求については、協会員は、電磁的方法による交付、電磁的方法による徴求を行うことができる。

● p.142(4) の文章の最後に以下を追加

(5) 電磁的方法による交付

協会員は、この規則に定める顧客への書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなされる。

● p.142 下から4行目に以下を追加

協会員は、当該申込みを受ける際は、約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を顧客から受け入れる方法又はその他協会員が定める方法により、当該顧客から申込みを受けた旨が確認できるようにしなければならない。協会員が申込みを承諾したときは、口座を設定し、当該顧客にその旨を通知しなければならない。

● p.145(6) の文章の最後に以下を追加

(7) 電磁的方法による書面の交付等

協会員は、この規則に定める顧客への書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（電磁的方法）により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなされる。

協会員は、この規則に定める顧客からの書面の徴求等に代えて、当該書面に記載すべき事項について、電磁的方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面の徴求等を行ったものとみなされる。

● p.167上から6行目の下に以下を追加

なお、取引参加者と顧客の合意により、顧客は取引参加者が提示した当該約諾書の内容を承諾した旨を電磁的方法で取引参加者に通知でき、当該通知をもって当該約諾書の差入れに代えることができる。

● p.175(2) の③を下記に差し替え

③契約締結前の情報の提供等

● p.175(3) -①-イ) の () 内

「発行日決済取引もこれに準じる」を「電磁的方法も可能」に差し替え

● p.181の3を下記に差し替え

3. 契約締結時等交付書面による報告

顧客からの注文が執行され、売買が成立した場合、金融商品取引業者は契約締結時等交付書面を作成し、遅滞なく顧客に交付しなければならない。

協会員は、契約締結時等交付書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項について、電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなされる。

● p.189の3の4行目～6行目を下記に差し替え

また取扱金融商品取引業者は、顧客と株式ミニ投資に関する契約を締結する

場合には、**あらかじめ**、当該顧客に対し、株式ミニ投資に関する**約款を交付**（電磁的方法による提供も可能）しなければならない。

● **p.195の2-①**を下記に差し替え

①信用取引に係る契約締結前の情報の提供

金融商品取引業者等は、信用取引契約を締結する際は、あらかじめ「信用取引の契約締結前交付書面」の交付又は電磁的方法により提供しなければならない。

● **p.195下から6行目の上に以下を追加**

なお、取引参加者と顧客の合意により、顧客は取引参加者が提示した当該約諾書の内容を承諾した旨を電磁的方法で取引参加者に通知でき、当該通知をもって当該約諾書の差入れに代えることができる。

● **p.275の(6)の文章の最後に以下を追加**

トータルリターンのお知らせは、書面の交付、ファクシミリ装置を用いた送信、電子メールを用いる方法、インターネットその他の電気通信回線を用いる送信のいずれかの方法により行う。なお、書面の交付以外の方法によりトータルリターンを通知する場合、顧客から事前の同意を得る又は顧客に事前に告知しなければならない。

● **p.288上から8行目の下に以下を追加**

金融商品取引業者等は、約款に係る書面の交付代えて、当該受益証券を取得しようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

なお、この場合において、当該金融商品取引業者等は、当該書面を交付したものとみなされる。

以上